

適正な価格転嫁の推進に向けた協定

岐阜県（以下「甲」という。）、国の方支分部局（中部経済産業局、岐阜労働局及び中部運輸局岐阜運輸支局をいう。以下「乙」という。）、岐阜県内市町村関係団体（岐阜県市長会及び岐阜県町村会をいう。以下「丙」という。）、岐阜県内経済関係団体（岐阜県経営者協会、岐阜県経済同友会、岐阜県商工会議所連合会、岐阜県商工会連合会、岐阜県中小企業団体中央会、岐阜県商店街振興組合連合会、岐阜県観光連盟、岐阜銀行協会、大垣銀行協会、岐阜県農業協同組合中央会、岐阜県木材協同組合連合会、岐阜県建設業協会、ソフトピアジャパン、岐阜県産業経済振興センター、岐阜県工業会及び岐阜県トラック協会をいう。以下「丁」という。）及び日本労働組合総連合会岐阜県連合会（以下「戊」という。）は、以下のとおり、適正な価格転嫁の推進に向けた協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第一条 本協定は、成長と分配の好循環を生み出すべく、中小企業・小規模事業者における貨上げを実現するため、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に連携及び協力をを行い、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分の適正な価格転嫁を推進することにより、サプライチェーン全体での共存共栄、付加価値の向上を図り、もって県内中小企業・小規模事業者の稼ぐ力を高めることを目的とする。

（連携及び実施）

第二条 甲、乙、丙、丁及び戊は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について、所掌の範囲で相互に連携し、実施する。

- (1) 必要なコストを適正に価格転嫁できる環境を整え、取引価格に円滑に反映されるよう、価格転嫁に関する支援策や指針等の各種情報を共有、周知する。
- (2) 貨上げに関する助成金制度などの各種支援策について、県内中小企業・小規模事業者へ周知し、貨上げと労働環境の整備に努める。
- (3) 取引先との共存共栄を図ることを目的とした「パートナーシップ構築宣言」の普及拡大に努めるとともに、この宣言の趣旨を理解し、価格協議の申し出をしやすい環境づくりを進める。
- (4) ウェブサイト、講習会、セミナーなどを通じ、元請けや親事業者はもとより、県内企業の価格転嫁による経営の安定や生産性向上などの理解促進に努めるとともに、それらに関する相談に積極的に対応する。
- (5) 上記項目の達成に向けて相互に連携及び協力をを行い、適正な価格転嫁について機運を醸成する。

（協定内容の変更）

第三条 甲、乙、丙、丁又は戊のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（有効期間）

第四条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期限が満了する1ヶ月前までに、甲、乙、丙、丁又は戊のいずれかが書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第五条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙、丁及び戊が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書の原本を1通作成し、甲が保有する。乙、丙、丁及び戊はその写しを各自保有する。

令和6年3月29日

甲 岐阜県 岐阜県知事

古田 篤

乙 国の方支分部局

中部経済産業局長

寺村英信

岐阜労働局長

千葉 登志雄

丙 岐阜県内市町村関係団体

岐阜県市長会長

柴橋正直

岐阜県町村会長

金子政則

丁 岐阜県内経済関係団体

岐阜県経営者協会 会長

山口嘉彦

岐阜県経済同友会 筆頭代表幹事

中川正之

岐阜県商工会議所連合会 会長

村瀬 幸輔

岐阜県商工会連合会 会長

尾山 金平

岐阜県中小企業団体中央会 会長

猪飼 元夫

岐阜県商店街振興組合連合会 理事長

日比野 豊

岐阜県観光連盟 会長

瀧 修一

岐阜銀行協会 会長

石黒 明秀

大垣銀行協会 会長

境 敏幸

岐阜県農業協同組合中央会 会長

桜井 実

岐阜県木材協同組合連合会 会長

吉田 芳治

岐阜県建設業協会 会長

各務 刚児

ソフトピアジャパン 理事長

松島 肇

岐阜県産業経済振興センター 理事長

井川 孝明

岐阜県工業会 会長

林 彰

岐阜県トラック協会 会長

山口嘉彦

戊 日本労働組合総連合会岐阜県連合会 会長

筒井 和浩